

第7回

東京地方裁判所執行官室と 東京三弁護士会民暴連絡協議会との 協議会報告

民事介入暴力対策特別委員会委員 茜ヶ久保 重仁 (52期)



平成21年3月10日、東京地方裁判所において、東京地方裁判所民事第21部、東京地方裁判所執行官室及び東京三弁護士会の協議会（今回で7回目）が開催された。日々、暴力団等の反社会的勢力と対峙する弁護士らにとって各種執行がスムーズに行われるかどうかは重大な関心事であり、その点に関する協議会開催も非常に意義がある。以下、当日の議論の概要と出席した私の雑感を報告する。

なお、ここでは東京弁護士会会員による問題提起を中心に報告する。

I 裁判所における平成16年改正後 民事執行法の運用状況について

1 主要事件の近時の動向について

まず、裁判所（大門部総括判事）から最近の主要事件の動向について報告があった。

報告によると不動産執行事件（担保権の実行、強制競売）・債権強制執行事件・債権担保権実行事件・明渡執行事件・動産執行事件等（執行官が執行機関となる事件）は近年いずれも増加傾向にあるということであった。

逆に引渡命令及び保全処分は近年減少傾向にあり、減少理由として執行妨害に対する裁判所による毅然とした対応が奏功し、従前に比べれば悪質な占有者が少なくなってきたことによるものと推測されるということである。

2 その他の報告

引渡し・明渡し関係の運用状況及び保全事件関係

の運用状況、債務者を特定しない占有移転禁止仮処分についての報告、収益執行事件の動向についての報告がなされた。

II 弁護士会からの報告・問題提起など

1 執行調書への記載事項に関する問題提起

東京弁護士会の青木知己会員から「債務者不特定型の仮処分執行における執行調書につき、占有者の名前のみにとどまらず認定根拠などを記載していただくことはできないか」という問題提起がなされた。

(1) 事案の内容

いわゆる暴力団関連企業が所有するビル（一部は組事務所）につき、土地所有者が建物収去土地明渡を求めたというもの。債務者不特定の占有移転禁止の仮処分を申し立てた。

仮処分後、執行官によって作成された保全執行の調書には、占有者と認定された者の名前だけが記載されており、債務者を特定する住所等の記載は一切なかった。組事務所との推認材料であるフロア内部の様子などについても一切記載がなかった。

(2) 事案処理上の問題提起

保全執行の後、本案訴訟を提起するにあたり、占有者と認定された者の送達先の調査が必要になったが執行調書にある程度記載されていれば、その段階でその送達先が判明することになるので、速やかな調査及び本案提起可能となる。また、内部の状態についても、執行調書への記載がなされれば、報告書などを別

途作成するのではなく、執行調書をもって内部状況についても立証できるのではないか。迅速な事件処理に繋がるのではないか。

この点について、民事執行法規則では第13条第1項第4号で「実施した民事執行の内容」を調書に記載しなければならないとされている。この規定により、上記の事項を記載するようにすることはできないか。

(3) 参加者発言要旨

① 宮本執行副部長

民事執行規則13条1項4号の「実施した民事執行の内容」は法的に意義を持つ重要な事項を記載するということで理解している。不特定債務者に対する保全執行については、民事保全規則44条の2により「氏名又は名称その他の当該者を特定するに足りる事項」の保全裁判所への届け出が義務付けられている。

実際に特定された債務者の住所と氏名を保全裁判所へ届け出ているので、東京地裁では、執行調書にも同じく住所と氏名を記載する取扱いにしている。これら以外に現場の状況とか人物の状況とかを個々具体的に執行調書に記載したり、資料を添付したりすることについては、現況調査と違って、執行事件ではそこまでする根拠がないのではないかという見解である。

② その他の参加者発言要旨

○民事保全規則44条の2による届出書は、執行事件記録の中には写しが、保全事件記録の中には原本が綴ってあるので、これを閲覧することにより特定された債務者の住所はわかるはずである。

○この届出書に記載された住所は、住民票や会社の登記簿を調べた上でのものではないので、結局、訴

訟の段階で原告代理人が調査する必要は生じると思われる。

○執行場所以外のところに住んでいるという資料、例えば運転免許証などが確認できればその住所を届け出ることになるが、そういう資料がなければ執行場所を居所的なものとして捉え、そのまま住所としての届け出をしている。

○執行官が執行場所で作成した占有認定に関するメモ等の内容については、執行調書の「占有関係等調査表」に記載された事項以外は記載しない取扱いである。この調査表の中に占有認定に使用した徴表や陳述が記載されており、それ以外の情報は執行調書に記載する必要はないと、担当執行官が判断したものと考えられる。

2 その他の問題提起

その他、第一東京弁護士会の福田修三会員から不作為命令の公示と点検執行に関する問題提起がなされ、第二東京弁護士会の金原裕子会員から動産執行時の債務者所有物と第三者所有物の区別の実際に関する問題提起がなされた。

いずれの問題提起に対しても、執行官を中心として、出席参加者から活発な回答や意見が出され、非常に参考となった。

とくに債務者不特定型の仮処分執行は、裁判所側でも制度として着実に実務に定着してきたという認識であり、今後、より活用をしていきたいと思う。

ただ、裁判所側からは、例えば債務者の特定について弁護士側の調査不足を指摘する厳しい声もある。そこで、その点、我々弁護士も努力を重ねていく必要がある。